

NO. 3 次世代自動車等（事業者のみ）

対象要件	<p>事業者が導入する電気自動車、燃料電池自動車又は電気バイク（電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しないものに限る。）であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車であって、当該年度に新規登録又は標識の交付を受けた自家用の車両であるもの</p> <p>イ 一般社団法人次世代自動車振興センターにおけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両であるもの</p> <p>ウ 次に掲げる事業者が導入するものでないもの</p> <p>①自動車製造業者、自動車卸売業者又は自動車小売業者</p> <p>②①に掲げる者を使用者としてリースすることを目的として車両を導入するリース事業者</p> <p>③その他補助金交付の趣旨に照らして市長が不相当と認める者</p> <p>エ リースによる導入にあっては、補助金相当額がリース料の低減を通じて使用者に還元されるもの</p>				
補助対象経費	<p>①車両本体購入費</p> <p>②その他付属機器購入費（充電ケーブル・着脱式バッテリー用充電器（電気バイクのみ））</p>				
必要書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 981 331 1641">必須書類</td> <td data-bbox="331 981 1487 1641"> <p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（市様式：様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（市様式：様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（市様式：別紙3号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 自動車検査証記録事項の写し（標識交付証明書の写し）</p> <p>⑧ 購入又はリースに係る契約を示す書類の写し（自動車購入契約書又は自動車賃貸契約書等）</p> <p>⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し</p> <p>⑩ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑪ 案内図（住宅地図等）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1641 331 1731">その他</td> <td data-bbox="331 1641 1487 1731"> <p>◆ 貸与料金の算定根拠明細書（市様式：書式5） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>◆ その他市長が必要と認める書類</p> </td> </tr> </table>	必須書類	<p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（市様式：様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（市様式：様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（市様式：別紙3号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 自動車検査証記録事項の写し（標識交付証明書の写し）</p> <p>⑧ 購入又はリースに係る契約を示す書類の写し（自動車購入契約書又は自動車賃貸契約書等）</p> <p>⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し</p> <p>⑩ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑪ 案内図（住宅地図等）</p>	その他	<p>◆ 貸与料金の算定根拠明細書（市様式：書式5） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>◆ その他市長が必要と認める書類</p>
必須書類	<p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（市様式：様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（市様式：様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（市様式：別紙3号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 自動車検査証記録事項の写し（標識交付証明書の写し）</p> <p>⑧ 購入又はリースに係る契約を示す書類の写し（自動車購入契約書又は自動車賃貸契約書等）</p> <p>⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し</p> <p>⑩ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</p> <p>⑪ 案内図（住宅地図等）</p>				
その他	<p>◆ 貸与料金の算定根拠明細書（市様式：書式5） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>◆ その他市長が必要と認める書類</p>				

備考

- ・領収書及び領収金額明細書の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書及び領収金額明細書の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。